

# 遊具更新工事仕様書

1. 工事名 遊具更新工事

2. 路線等の名称 東新切公園

3. 工事場所 知立市 新林町東新切 地内

## 4. 事業の目的

公園遊具保守点検の結果に基づき、劣化が確認されたステップ、太鼓はしご、迷路など既存遊具を一体的に更新し、公園利用者ニーズを踏まえた機能を有し、安心して快適に利用できる公園施設整備を行う。

## 5. 工事期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

## 6. 工事内容

主な工事内容は以下に示すが、具体的な内容は受注者からの提案等を踏まえ、発注者と受注者との協議により決定する。

### 【実施する工事内容】

#### (1) 工事概要

- ①本工事に伴う測量・設計 一式
- ②既存遊具の撤去工事（ステップ、太鼓はしご、迷路） 一式
- ③遊具の制作設置工事（土木・基礎工事含む） 一式
- ④遊具設置に伴う安全施設設置工事（安全マット、遊具利用案内看板等） 一式

#### (2) 提案を求める遊具等

- ①遊具（既存遊具の機能を含むこと）
  - ※それぞれの既存遊具で行うことが出来る、登る・掴まる等の機能
- ②安全対策のための環境整備

## 7. 要求水準

### 配慮事項

- ① 遊具の設置や周辺の空間づくり（形状・色調・配置等）に配慮すること。
- ② 子どもが好奇心を刺激され、冒険や挑戦ができ、多様な遊びを経験し、心身の能力を高めることができる遊具施設であること。

- ③ 遊具については、既存の遊具の対象年齢を踏襲し、3歳から6歳を対象とした遊具とすること。
- ④ 遊具のわかりやすい位置に、遊具の対象年齢を示すシールを貼付すること。
- ⑤ 遊具の対象年齢、遊び方、注意事項等を記載した遊具利用案内看板、安全マット等を適切に配置すること。
- ⑥ 遊具の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- ⑦ 遊具等は、維持管理が容易で、部材ごとの交換や修繕が容易な構造・材質とすること。
- ⑧ 遊具は、ISO9001規格認定取得企業で製造された製品とすること。
- ⑨ 遊具は、SP、SPL表示認定企業で製造された製品とすること。
- ⑩ 遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する基準(JPFA-SP-S:2024)」((社)日本公園施設業協会)を満たすもので、公園施設団体賠償責任保険の対象となる製品であること。

## 8. 施工条件

本工事に当たっては、次の各項目を遵守すること。

### (1) 関連法令等の遵守

- ① 愛知県土木工事施工管理基準
- ② 知立市工事施工に関する事務取扱要領様式集
- ③ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(国土交通省)
- ④ 遊具の安全に関する基準(JPFA-SP-S:2024)((社)日本公園施設業協会)
- ⑤ その他関係法令及び通達

### (2) 安全管理

工事施工に関する安全管理について、関係法令等を遵守し万全を期するものとし、工事中における公園利用者の安全確保等、十分な注意と配慮を講ずること。また、異常気象等の場合には、現場の点検及び確認を常に行い、安全措置に努めること。

### (3) 共通一般

- ① 工事に使用する製品及び材料は、発注者の承認を得ること。
- ② 設置場所及び範囲は、別紙「工事位置図」のとおりとする。受注者は、周辺の状況を確認し、設計図等を作成し、発注者の承認を得たうえで設置すること。
- ③ 工事の打合せ及び協議事項は、文書を作成し、発注者の承諾を得ること。
- ④ 工事完了後は、設計図、施工図、工事写真等の書類を提出するものとし、発注者の指示により提出を求められた書類についても、速やかに提出すること。
- ⑤ 建設リサイクル法に基づく特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の義務付け対象の工事となった場合は、契約時に諸手続きを実施すること。
- ⑥ 工事の施工にあたり、発生した事故等については、受注者の責任において対処すること。

- ⑦ 事故等により発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。

## 9. 特記事項

そのほか本工事に関して生じた疑義等は、発注者と協議し、決定及び対応するものとする